

水防計画

平成28年2月修正

群馬県藤岡市

目 次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 水防組織	2
第3節 水防活動	6
第2章 災害予防計画	
第1節 ダム・水門等及びその操作	13
第2節 重要水防区域	16
第3節 水防倉庫及び水防備蓄資器材	19
第3章 災害応急対策計画	
第1節 洪水予報	20
第2節 水防警報	23
第3節 観測通報	27
第4節 決壊時の処置	28
第5節 協力応援	29
第6節 水防解除	30
第7節 水防報告	31
第8節 通信連絡輸送	34

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、藤岡市の地域に係る水害に対し、水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう水防事務の調整及びその実務のための必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減し、もって公共の安全及び福祉を保持することを目的とする。

第2節 水防組織

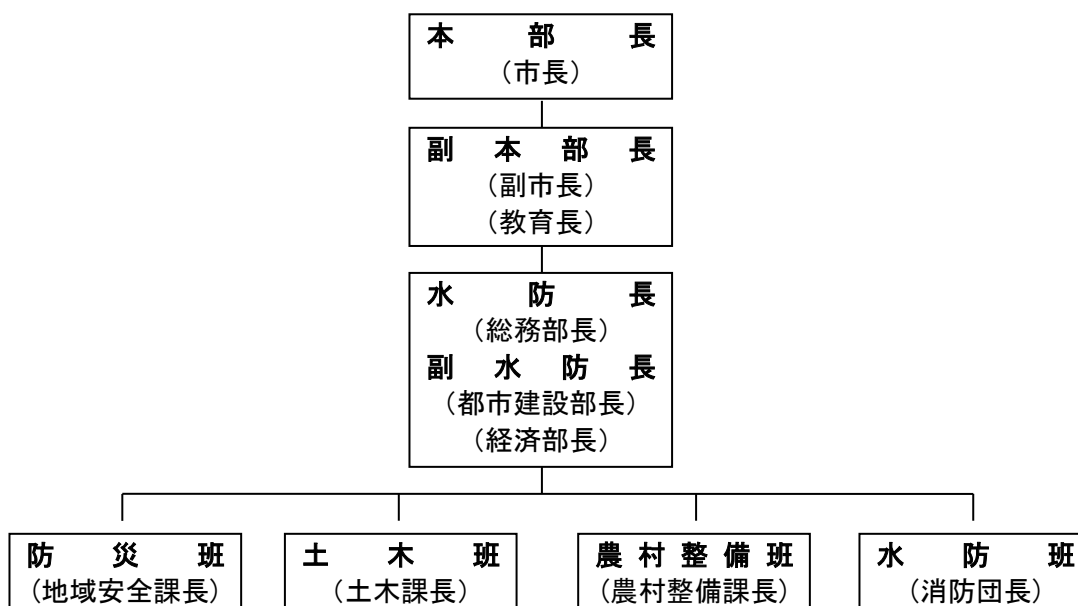
1 水防本部

- (1) 市長は、次の場合に藤岡市水防本部（以下「水防本部」という。）を総務部地域安全課内に設置し、水防事務を処理する。
 - ア 大雨、洪水等のいずれかの予報及び警報が発せられたとき。
 - イ その他市長が洪水の発生するおそれがあると認めたとき。
- (2) 市長は、次の場合に水防本部を廃止するものとする。
洪水等のおそれが解消し、水防活動が終了したとき
- (3) 水防本部事務局は、総務部地域安全課内におく。
- (4) 水防本部は、藤岡市災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され水防事務を処理する。

2 市の水防組織

(1) 水防本部の組織系統は、次のとおりとする。

藤岡市水防本部組織系統図

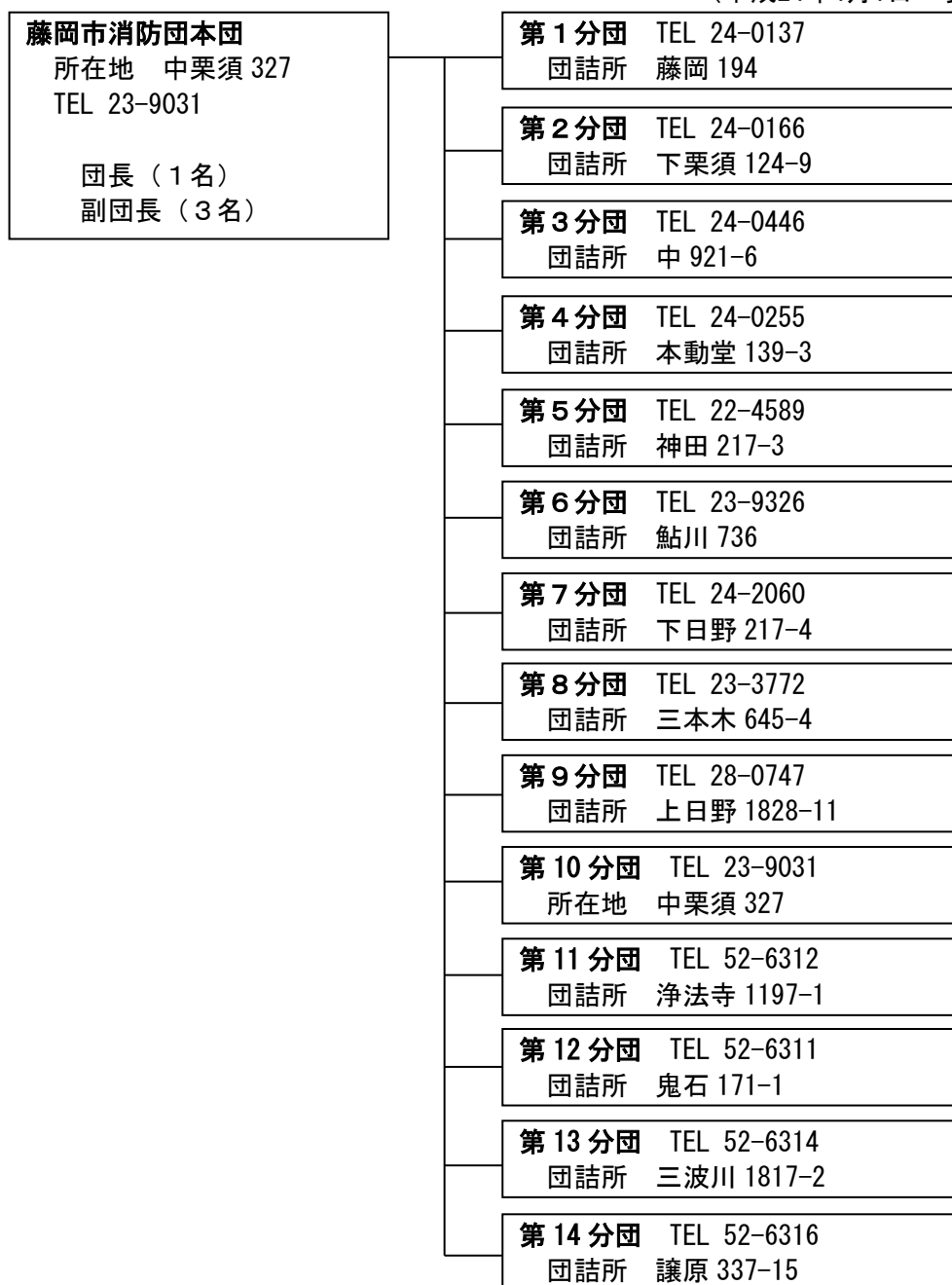


(2) 水防本部の事務分掌は、次のとおりとする。

職名・班名 (班長)	事 務 分 掌
本 部 長	1. 水防本部の事務を統括する。
副 本 部 長	1. 本部長を補佐し、本部事務の円滑な実施を図り、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
水 防 長	1. 本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員及びその他の職員を指揮監督する。
副 水 防 長	1. 本部長、副本部長及び水防長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員及びその他の職員を指揮監督する。 また、水防長に事故あるときは、その職務を代理する。
防 災 班 (地域安全課長)	1. 本部要員の招集に関する事。 2. 水防本部の庶務に関する事。 3. 本部長の指令に関する事。 4. 関係機関との連絡に関する事。 5. 協力応援要請に関する事。 6. 各班との連絡調整に関する事。 7. 気象情報及び各種予報・警報の収集連絡に関する事。 8. 水防報告に関する事。 9. 水害時における道路交通の情報収集に関する事。 10. 水害時における交通安全に関する事。 11. その他各班に定めていない事項に関する事。
土 木 班 (土木課長)	1. 危険箇所の巡視・警戒に関する事。 2. 道路・橋梁・河川等の被害調査、情報収集に関する事。
農 村 整 備 班 (農村整備課長)	1. 危険箇所の巡視・警戒に関する事。 2. 土砂災害等の被害調査、情報収集に関する事。 3. 農業用水、溜池等の被害調査、情報収集に関する事。
水 防 班 (消防団長)	1. 危険箇所の巡視・警戒に関する事。 2. 水防資器材等の点検及び輸送に関する事。 3. 水防広報作業の実施に関する事。 4. 水難者の救助及び捜索に関する事。

(3) 消防団組織図

(平成24年4月1日 現在)



第3節 水防活動

1 配備及び活動

(1) 水防本部

本部長は、水防法第10条又は気象業務法第14条の2規定により、群馬県又は前橋気象台から気象警報（大雨警報）、洪水警報が通知されたとき、又は洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により、非常配備につかせるための指令を発する。

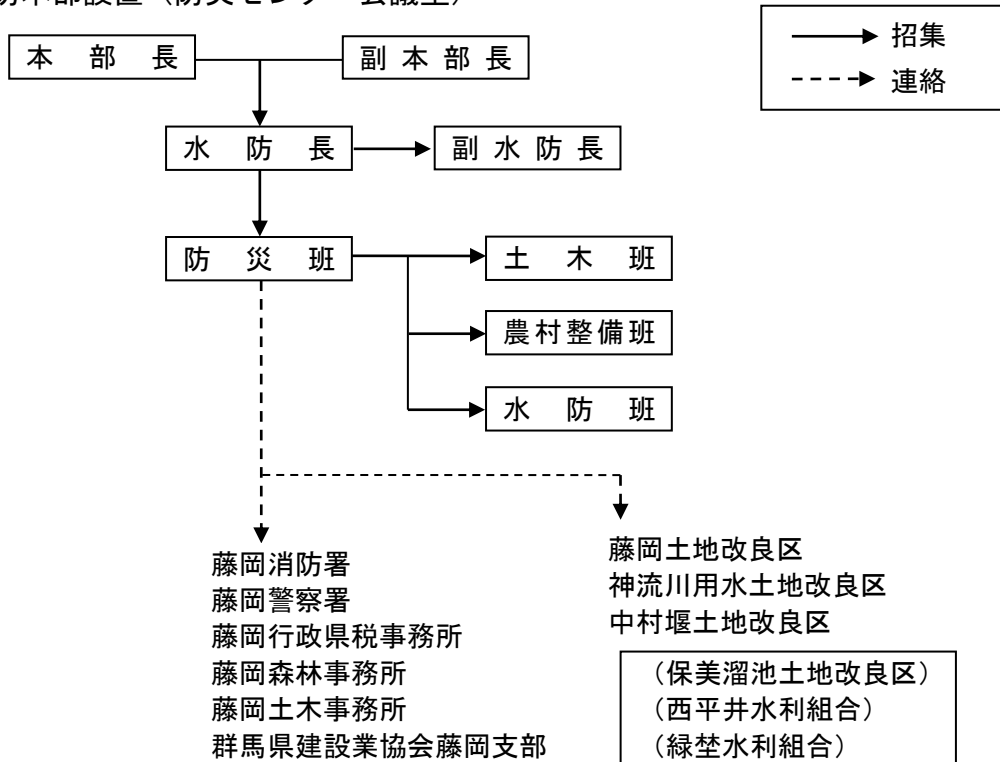
ア 配備基準

配備区分	発令基準	配備内容
警戒	前橋気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	原則として、2名以上で水防業務にあたる。
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢。	所属人員の4分の1程度で水防業務にあたる。
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が滞滞なくできる態勢。	所属人員の半数で、水防業務にあたる。
第3配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって、水防活動ができる態勢。	所属人員全員で、完全な水防業務にあたる。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> この指令は、事態に応じ第1配備から直ちに第3配備を発令する場合もある。 水防本部員は、勤務時間外でも常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自主的に出勤しなければならない。 水防本部員は、第1配備指令後はできる限り外出をさけ、待機しなければならない。 非常勤務者は、交代者と引き継ぎを終了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障を来さないようにしなければならない。 藤岡市災害対策本部が設置されたときは、藤岡市地域防災計画に定める基準による。 	

イ 水防本部設置に伴う連絡網

警報発令

水防本部設置（防災センター会議室）



(2) 巡視警戒

ア 本部長は、気象又は水防の予警報が発せられたとき、又は気象状況により水防の必要が予知されるとき、又は地震により堤防に漏水、沈下等のおそれがある場合は巡視員を派遣して、区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

イ 巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

ウ 巡視にあたって留意すべき事項は、概ね、次のとおりである。

- 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- 堤防上端の亀裂又は沈下
- 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
- 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- 堤防から水があふれる状況
- 消防団の巡視については、継続的に行い、以下のことを原則とする
- ◎ 重要水防箇所A区間 少なくとも30～60分間に一巡
- ◎ 重要水防箇所B区間 少なくとも60～120分間に一巡
- ◎ 重要水防箇所以外の区間 少なくとも120～180分間に一巡

(3) 水防活動

本部長は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定める警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、付表1により直ちに出動状況を藤岡土木事務所長に報告するものとする。

ア 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の状況を把握することに努め、又は一般団員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	1. 洪水予報が発せられたとき 2. 県水防本部が待機の態勢に入ったとき
------	---

イ 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、消防団の責任者等は、所定の詰所等に集合し、資材の整備、点検、団員の配備計画等にあたり、ダム、水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のために一部団員を出動させること。

出動準備基準	1. 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき 2. 気象状況等により、水害の危険が予知されるとき
--------	---

ウ 出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、消防団の全員が所定の詰所等に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出動基準	1. 水防警報が発せられたとき 2. 河川の水位が警戒水位に達したとき 3. 急激な豪雨があったとき 4. 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき
------	--

(4) 安全配慮

水防活動は、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・ 水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

(5) 消防団の出動区域

次のとおりであるが、災害の規模や緊急を要する場合には本部長の指令に基づく。

分団名	人員	河川名	左右岸別	区 域 【重】は重要水防区域
第1分団	15	神流川 笹川	左 左右	小林 小林
第2分団	15	神流川 中川 温井川 "	左 左右 右 左右	上戸塚、下戸塚、岡之郷新田 上戸塚、下戸塚、下栗須、岡之郷 岡之郷（新幹線～関越道）（東橋下流～国道17号） 岡之郷（関越道～東橋下流部）
第3分団	15	烏川 鎗川 温井川 " "	右 右 左 左 左右	立石新田、立石【重】、中島【重】、森新田【重】 森新田【重】 立石（新幹線～関越道） 立石、立石新田（東橋下流～虚空蔵橋） 上栗須、中栗須
第4分団	15	鎗川 鮎川 " 猿田川	右 左 右 左右	上落合【重】 上落合 上大塚、中大塚、下大塚、本動堂 上落合
第5分団	15	神流川 笹川	左 左右	根岸、本郷、川除、牛田 本郷
第6分団	15	鎗川 鮎川 " 猿田川	右 左 右 左右	三ツ木 白石、緑埜、西平井 鮎川、東平井 白石
第7分団	15	鮎川	左右	金井、下日野
第8分団	15	三名川	左右	保美、三本木、高山
第9分団	15	鮎川	左右	上日野
第10分団	15			市内全域（情報収集・広報）
第11分団	15	神流川	左	浄法寺
第12分団	15	神流川	左	鬼石
第13分団	15	三波川	左右	三波川
第14分団	15	神流川	左	譲原、保美濃山、坂原

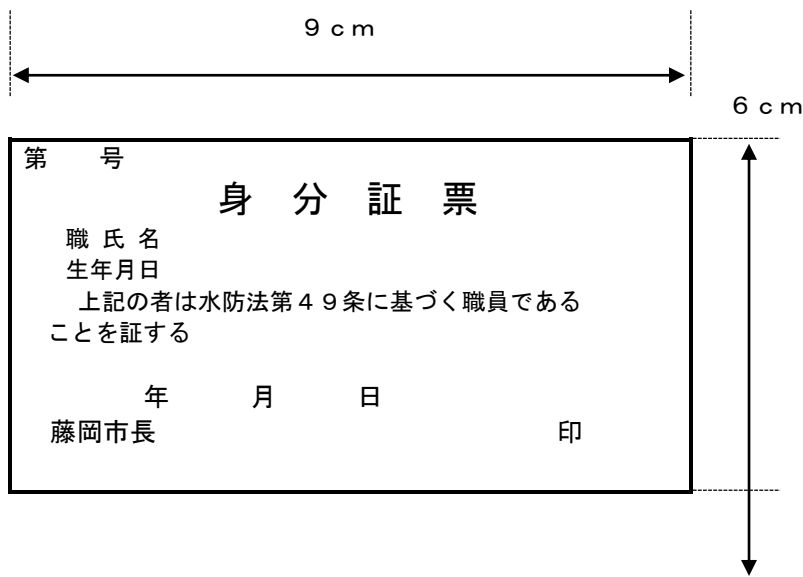
(6) 水防信号

水防法第20条第1項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。
 (平成6年2月22日 群馬県告示第106号)

種類	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 — — — — — — ○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止 止 止 止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 — — — — — — ○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止 止 止 止
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

(7) 身分証明書

水防法第49条2項の規定により携帯する身分を示す証票は、次のとおりとする。



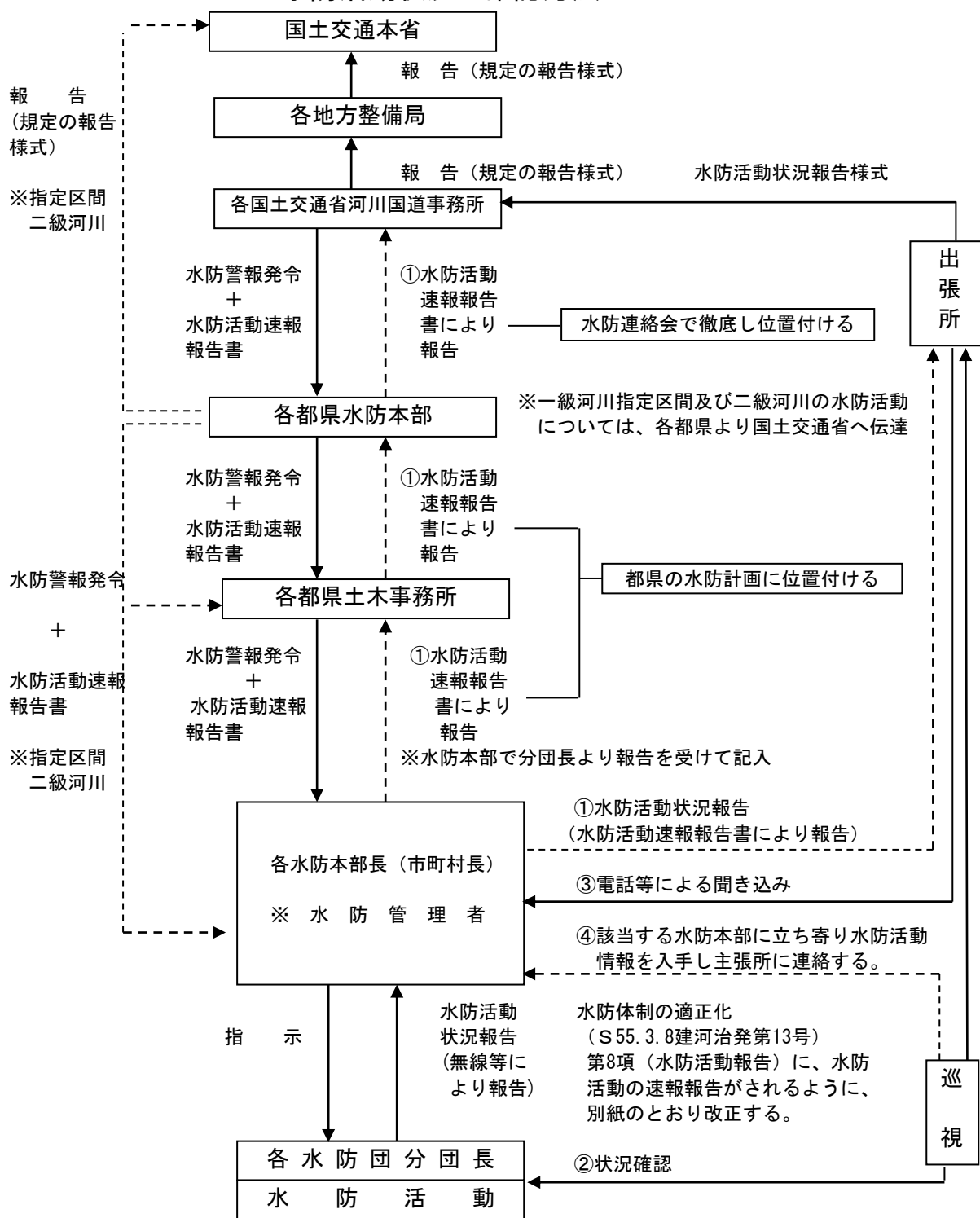
水防法抜粋

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして、必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式－1 水防活動速報報告書		(水防管理団体名：) 平成 年 月 日 作成責任者		
水防実施箇所	左 岸 川 右	群馬県	市 地先 町 村	
日 時	月 日 時 現在			
出 動 人 員	消防団員	消防職員	そ の 他	合 計
水防作業の概要 及 び 工 法	作業概要： 実施工法名： (概略の作業量)			
備 考				

水防活動状況の確認方法フロー



②、③、は、現在実施している確認方法で今後も継続で行う。
 今後は、①により出動後速やかに報告されるようにすると共に
 ④より水防活動状況を把握する。

第2章 災害予防計画

第1節 ダム・水門等及びその操作

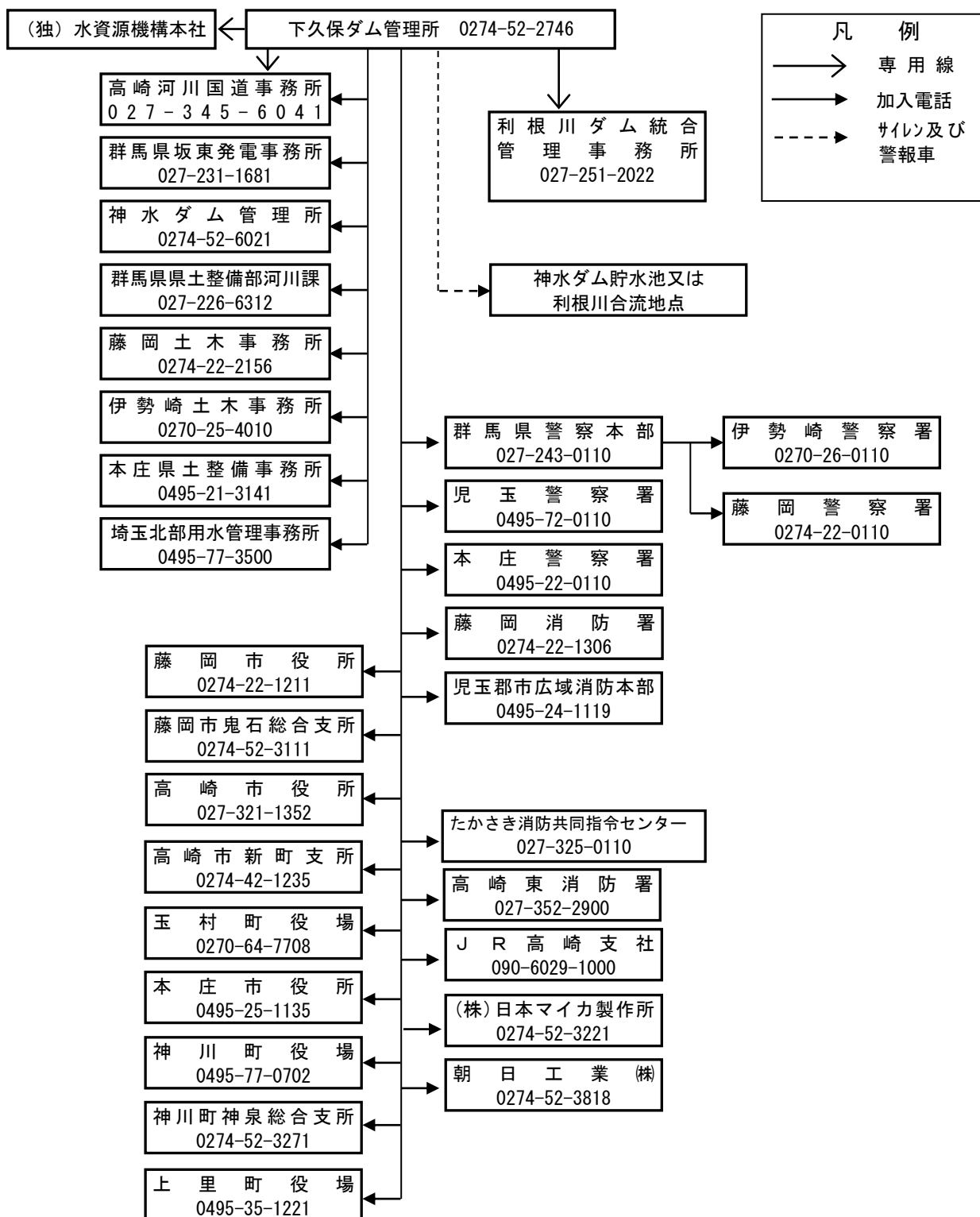
水防上重大な関係を有するダム、水門等は、洪水等における操作については、それぞれ定められた操作規定によりの確な操作が行われるのであるが、水防管理団体はあらかじめその管内にあるものについて、国土交通省高崎河川国道事務所長及びダム、水門等の管理者と、門扉の操作基準、連絡方法等について協議し、その方法、連絡等を水防計画に定め、水防活動に支障のないようにする。

1 ダム

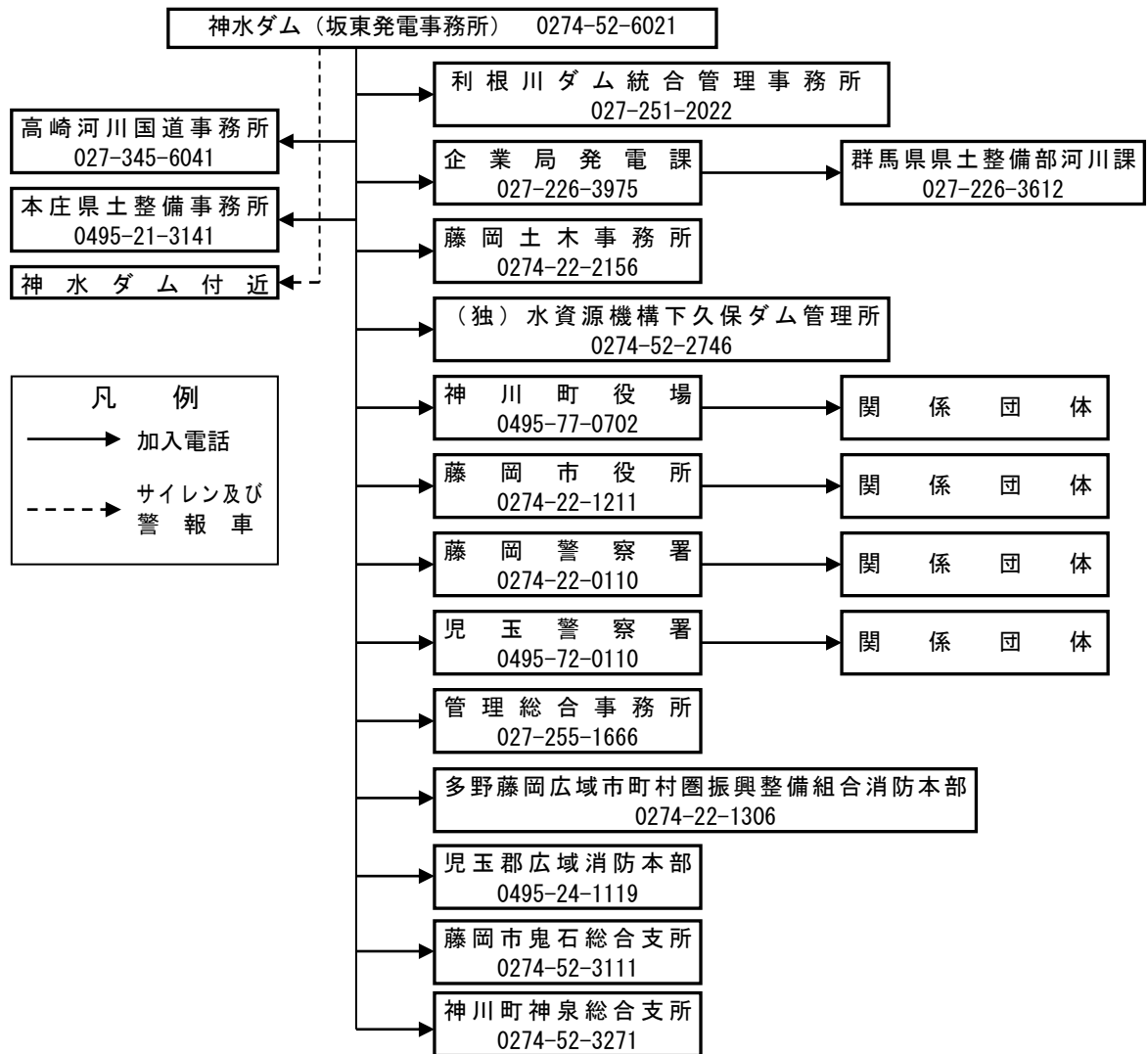
河川名	名 称	位 置				所 轄	通報責任者
		都 市	町 村	大 字	字		
神流川	下久保ダム	右 児玉 左 藤岡	神 川	矢 納 保美濃山	竹の平 栗 瀬	水資源機構	下久保ダム管理所長
神流川	神水ダム	右 児玉 左 藤岡	神 川	下阿久原 鬼 石		群 馬 県	坂東発電事務所長

2 ダム放流等連絡系統

(1) 下久保ダム放流等連絡系統



(2) 神水ダム放流等連絡系統



3 水門及び樋門

河川名	堰名	所管	位置	規模・操作方法	事務所電話番号
鮎川		藤岡土地改良区	藤岡市鮎川（緑埜）	ステンレス製 高1.60m 4門手動捲上式 巾1.00m	0274-22-0519
鮎川		藤岡土地改良区	藤岡市下日野	ステンレス製 高1.85m 1門手動捲上式 巾1.00m	0274-22-0519
鎗川	中村堰	中村堰土地改良区	藤岡市上落合	鉄製 高1.60m 4門手動捲上式 巾1.00m	0274-23-3732
三名川		藤岡土地改良区	藤岡市高山	鉄製 高1.06m 4門手動捲上式 巾1.06m	0274-22-0519
鮎川	排水門	藤岡市	藤岡市本動堂（鮎川橋上流200m位）	鉄製 高2.3m 1門手動捲上式 巾1.3m	0274-22-1211
鮎川	排水門	藤岡市	藤岡市本動堂（鮎川橋下流150m位）	銅製 高1.75m 1門手動捲上式 巾2.0m	0274-22-1211
鮎川	排水路水門	藤岡市	藤岡市鮎川字清水尻	鉄製 高2.50m 1門手動捲上式 巾1.35m	0274-22-1211
烏川	立石樋管	国土交通省高崎河川国道事務所	藤岡市立石（柳瀬橋1,300m下流）	鉄製 高1.85m 1門手動捲上式 巾2.20m	0274-22-1211

第2節 重要水防区域

1 重要水防区域指定基準（国管理河川）

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所、又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所</p>

2 重要水防区域指定基準（県管理河川）

種 別	A 水防上最も重要な箇所	B 水防上重要な箇所
堤防高 (河岸高)	① 一連区間のうち、上下流に比し堤防高又は河岸高が著しく低く、最もはん濫の危険があり、背後地の人家に被害の予想される箇所 ② 近年の出水によりはん濫し、背後地の人家に被害の実績がある箇所	① 一連区間のうち、上下流に比し堤防高又は河岸高が低く、はん濫が予想される箇所 ② 近年の出水により、はん濫の実績がある箇所
堤防断面	① 一連区間のうち、上下流に比し堤防断面が狭小で、堤防天端幅が上下流の2分の1以下の箇所	① 一連区間のうち、上下流に比し堤防断面が狭小で、堤防天端幅が上下流の3分の2以下の箇所
堤体強度	① 新堤築造後1年未満の箇所 ② 樋門、樋管等の施工箇所で、埋戻し後1年未満の箇所 ③ 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱により、法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所	① 新堤築造後3年未満の箇所 ② 樋門、樋管等の施工箇所で、埋戻し後3年未満の箇所 ③ 堤体あるいは基礎地盤の法崩壊、沈下等の予想される箇所
漏水	① 過去に漏水の実績のある箇所	① 過去に漏水の実績があり、これに対して対策工事の施工された箇所 ② 漏水、法崩れ等の不安が考えられる箇所
水衝	① 洪水時に水衝部となり、破堤又は破堤寸前程度まで決壊等の実績がある箇所 ② 水衝部の護岸がたびたび破壊され、背後地の人家に危険が予想される箇所	① 水衝部の護岸の効用が低下しており、背後地の人家に危険が予想される箇所
洗掘	① 河岸、橋脚、護岸の根固め等が著しく洗掘されており、危険が予想される箇所	
工事施工	① 繰り返し工事等で、出水期中にやむなく堤防を開削している箇所 ② その他の工事施工に伴い、危険の予想される箇所	
工作物	① 樋門、樋管、取水堰等の堤防横断工作物の老朽化等で、不等沈下、漏水などにより不慮の事故が予想される箇所 ② 橋梁桁下高及び固定堰等が原因でたびたびはん濫し、人家に被害の実績がある箇所	① 橋脚、堰等が原因で通水の障害が生じやすく、背後地に被害のおそれがある箇所

第3節 水防倉庫及び水防備蓄資器材

市は、指定水防管理団体として、水防資材器具を充分整備し、水害発生に対し万全を期するとともに、使用後の不足又は毀損腐食等は、その都度又は点検の際、すみやかに補充しておくものとする。

1 水防倉庫所在地及び規模、構造

管 理 者	所 在 地	面積 (㎡)	用途	備 考
藤 岡 市	藤 岡 982	105	水防	鉄骨造

2 水防備蓄資器材

備 蓄 品																		
機 器 材																		
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	ケ	ケ	丁	本	丁	台	台	台	台	雙	台
鎌	鉞 (斧)	鋸	スコップ	ツル	唐鍬	掛矢	カナヅチ	懐中電灯	ペンチ	カッター	てんびん	ボール	チェンソー	発電機	一輪車	ハンドウーキー	救命ボート	トラック
30	26	22	77	24	27	27	30	20	15	8	9	3	3	3	3	1	1	1

備 蓄 品								
資 材								
袋	本	束	kg	kg	本	本	枚	枚
土のう袋	杭	ナワ	鉄線	釘	命綱	救命ロープ	越水止表シートバリ	フルコンシート
6,500	500	10	180	3	18	2	15	18

第3章 災害応急対策計画

第1節 洪水予報

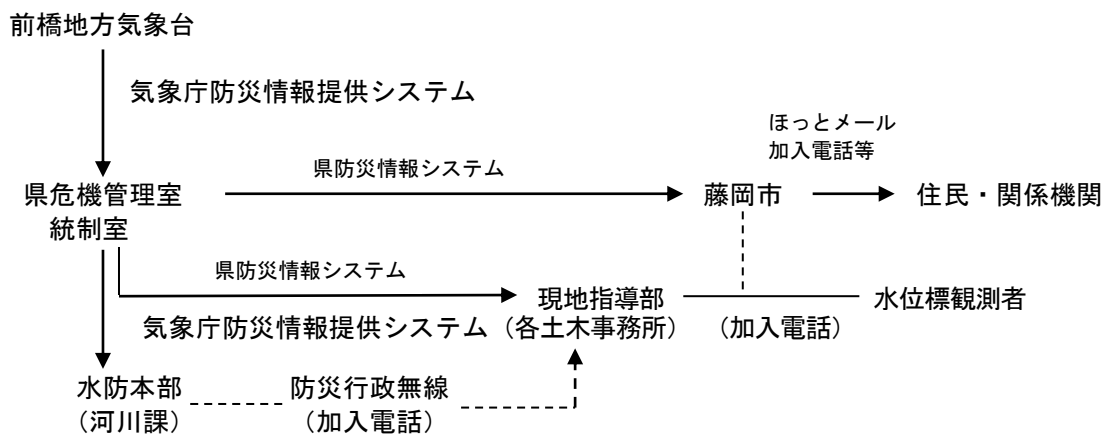
1 気象・洪水警報

市長（水防本部長）は、水防法第10条又は気象業務法第14条の2規定により群馬県又は前橋气象台から気象警報（大雨特別警報、大雨警報）、洪水警報の通知を受けたときは、概ね次の方法により、住民及び関係機関に周知するよう努めるものとする（気象業務法第15条）。

なお、気象注意報（大雨注意報）、洪水注意報が発令されたとき、又はその他の気象情報の連絡があったときも同様とする。

警報の必要のなくなったときも同様とする。

●気象注意報・警報等通報系統図



2 洪水予報

(1) 国土交通省及び気象庁が共同で洪水予報・警報を行う河川

運輸省
(昭和30年 告示第3号)
建設省

対象河川	洪水予報実施区域	水位又は流量の予報に関する基準地点
利根川本川 上流部	左岸 群馬県伊勢崎市八斗島 から 鬼怒川合流点 まで 右岸 埼玉県本庄市田中	八斗島、栗橋

(2) 伝達方法

利根川・荒川・多摩川洪水予報文伝達系統

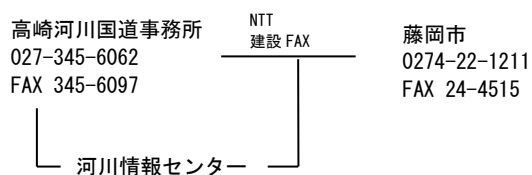
● 基本系

烏川（烏川・鎚川・碓氷川）、神流川



● 補助系

烏川（烏川・鎚川・碓氷川）、神流川



利根川洪水予報文発表様式

標 題		利 根 川 水 系 洪 水 予 報		第 号		
日 時		平成 年 月 日 時 分		国土交通省関東地方整備局 気 象 庁 予 報 部		
共同発表						
区分	番号	発 表 内 容				
対象河川	1	利根川本川 上流部	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号	
	2	利根川本川 下流部	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号	
	3	渡良瀬川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号	
	4	鬼怒川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号	
	5	小貝川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号	
	6	江戸川	洪水	(警報・注意報・情報・警報解除・注意報解除)	第 号	
主	7	利根川本川上流部の(八斗島・栗橋)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	8	利根川本川下流部の(取手・押付・横利根)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	9	渡良瀬川の足利では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	10	鬼怒川の(石井・川島・鬼怒川水海道)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	11	小貝川の(小貝川水海道)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	12	江戸川の(西関宿・野田)では、(計画高水位・警戒水位)(に達する・を越える・を大幅に越える)出水となりますので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
文	13	_____では、まだ当分の間(計画高水位程度・警戒水位以上・警戒水位程度)の高い水位が続く見込みですので、各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	14	_____では、(計画高水位・警戒水位)を下りましたが、まだ、引き続き 各地とも(厳重な警戒・十分な注意)が必要です。				
	15	_____では、(警戒水位を下がり、減水し)危険はなくなったものと思われます。				
	16					
現況	17	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)は、				
	18	降り始めの 日 時から 日 時までに、 で ミリに達しました。				
	19	日 時から 日 時までに、 で ミリとなっています。				
	20	まだ、所により1時間に _____ミリの雨が降っています。				
	21	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。				
	22	現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。				
文	23	各基準点の水位は 日 時現在、次の通りです。 ①利根川本川上流部の八斗島 _____ ②利根川本川上流部の栗橋 _____ ③利根川本川下流部の取手 _____ ④利根川本川下流部の押付 _____ ⑤利根川本川下流部の横利根 _____ ⑥渡良瀬川の足利 _____ ⑦鬼怒川の石井 _____ ⑧鬼怒川の川島 _____ ⑨鬼怒川の鬼怒川水海道 _____ ⑩小貝川の(小貝川水海道) _____ ⑪江戸川の西関宿 _____ ⑫江戸川の野田 _____				
	24					
	25	_____日 時から _____日 時までの雨量は、_____の平野部で _____ミリ・山間部で _____ミリの見込みです。				
	予想	26	各基準点の水位は _____日 _____時には、次のように予想されます。 ①利根川本川上流部の八斗島 _____ ②利根川本川上流部の栗橋 _____ ③利根川本川下流部の取手 _____ ④利根川本川下流部の押付 _____ ⑤利根川本川下流部の横利根 _____ ⑥渡良瀬川の足利 _____ ⑦鬼怒川の石井 _____ ⑧鬼怒川の川島 _____ ⑨鬼怒川の鬼怒川水海道 _____ ⑩小貝川の(小貝川水海道) _____ ⑪江戸川の西関宿 _____ ⑫江戸川の野田 _____			
		27	_____の水位は _____日 _____時頃 最高水位となり、その水位は _____と予想されます。			
		28				
		29				
		特記				

発表状況	対象河川						
	警・注報別	利根川本川下流部	利根川本川下流部	渡良瀬川	鬼怒川	小貝川	江戸川
	洪水警報発表中						
洪水注意報発表中							

第2節 水防警報

水防法第16条に基づいて国土交通大臣及び知事が指定した河川に対する水防警報の実施については、次のとおりである。

1 警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 又は、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水が溢れる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、又は、既にははん濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、又は、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

2 国土交通大臣が水防警報を行う指定河川名とその区域及び発表者

(1) 水防警報の実施区域及び発表者

水系名	河川名	水 防 警 報 区 間		発表者
		左 岸	右 岸	
利根川	烏 川	自 高崎市倉賀野町字乙大道南 3250番1地先 至 利根川合流点	自 鎚川合流点 至 利根川合流点	高崎河川 国道事務所
	鎚 川	自 高崎市山名町南 813番1地先 至 烏川合流点	自 藤岡市上落合字長津 507番1地先 至 烏川合流点	
	神流川	自 藤岡市浄法寺字平 954番1地先 至 烏川合流点	自 児玉郡神川町大字新宿字 淵ノ上 133 番地先 至 烏川合流点	

(2) 指定河川、基準水位観測所、水防警報区間及び発表者

指 定 河 川	基準水位 観 測 所		水 防 警 報 区 間		水防団待 機水位 (m)	氾濫注 意水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)	計画高 水位 (m)	発表者	
	水系	河川	名称	所在地							左 岸
利 根 川	烏 川	岩 鼻	高崎市 岩鼻町	自 高崎市倉賀野町	自 鎚川合流点	1.00	3.30	4.10	4.60	4.79	高崎河川 国道事務所
				至 利根川合流点	至 利根川合流点						
				自 高崎市山名町 字南813番1地先 至 烏川合流点	自 藤岡市大字上落合 字長津507番1地先 至 烏川合流点						
自 藤岡市浄法寺字 平954番1地先 至 烏川合流点	自 児玉郡神川町大字新宿 字淵ノ上133番地先 至 烏川合流点	2.00	3.00	6.70	7.00	-					

(3) 水防警報の伝達系統

● 基本系

高崎河川国道事務所 (河川管理課長) ——— 群馬県水防本部 (河川課) ——— 藤岡土木事務所 ——— 藤 岡 市 (水防管理団体)

● 補助系

高崎河川国道事務所 ——— 藤岡土木事務所 ——— 藤 岡 市 (水防管理団体)
高 崎 出 張 所

水 防 警 報

種 類	待機 ・ 準備 ・ 出動 ・ 指示 ・ 情報 ・ 解除		
発表河川	基準水位観測所		第 号
日 時	平成__年__月__日__時__分 群馬県__土木事務所		発表
番 号	発 表 内 容		
1	_____ (① 流域) の雨量は、_____日_____時までに _____mmです。 _____ (② 地点)		
2	_____の水位は_____日_____時現在_____mです。		
3	現 況	_____の水位は_____日_____時_____分に (① 水防団待機水位 (指定数位) ⑤に達し ② はん濫注意水位 (警戒水位) ⑥を超え ③ はん濫危険水位 (危険水位) ⑦を下回り ④ 最高水位 _____m)	
4	文	_____の水位は (①1時間に_____cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に_____cm程度下降して) _____います。	
5	文	上流_____の水位は_____日_____時_____分に (① 水防団待機水位 (指定数位) ⑤に達し ② はん濫注意水位 (警戒水位) ⑥を超え ③ はん濫危険水位 (危険水位) ⑦を下回り ④ 最高水位 _____m)	
6	予想	_____の水位は、_____日_____時に_____m程度 _____と見込まれます。	
7	被害の状況文	_____地先の (①堤防 ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ②堤内地 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ③無堤地 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ④ _____) _____に _____が発生 (⑬) _____ (⑭する恐れがあります。⑮) _____しました。	
8	発表文	水防機関は、 (① ① ②) _____してください。 (② ③)	
9	発表文	水防機関は、 (① ② ③) _____してください。 (③)	
10	発表文	水防機関は、出動態勢を強化し、水防工法を行ってください。	
11	発表文	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しかえありません。	
12	発表文	水防警報を解除します。	
13	特記		

3 知事が水防警報を行う指定河川名とその区域及び発表者

(1) 水防警報の実施区域及び発表者

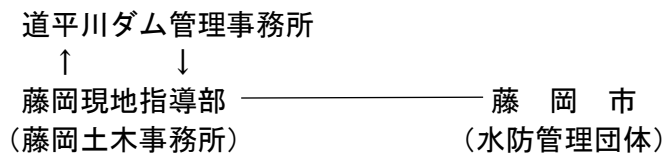
水系名	河川名	区 域	発 表 者
利根川	鎗 川	左岸 (右岸のみ) 自 右岸 藤岡市上落合 左岸 至 右岸 鮎川合流点 (直轄上流端)	藤岡土木事務所
	鮎 川	左岸 藤岡市上落合 (鮎 川 橋) 自 右岸 藤岡市鮎川 (緑 埜 橋) 至 鎗川合流点	

(2) 河川名、基準水位観測所、基準水位

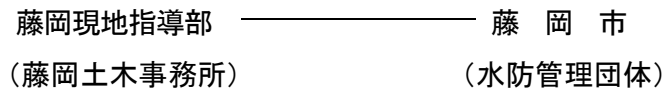
河川名	観測所名	事務所名	位 置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画 高水位	観 測 者	電話番 号
鮎 川	鮎 川	藤 岡	藤岡市白石 (多野橋)	2.80	3.10	3.30	4.16	—	藤岡土木事務所職員 県テレメーター	0274 22-2156

(3) 水防警報の伝達系統

道平ダム岩崎
(鎗 川)



他の対象水位標



第3節 観測通報

水防本部は、気象状況により相当の雨量があると認めたときは、管内関係機関と密接な連絡をとり、各地における水位雨量の資料収集にあたるものとする。

1 雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	所属	位置	観測者	電話番号
神流川	藤岡	テレメーター	群馬県	藤岡市下栗須124-5 藤岡土木事務所	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
神流川	藤岡	テレメーター	群馬県	藤岡市藤岡1485 藤岡市総合学習センター	前橋地方気象台 防災業務課	027- 231-1404
鎚川	箕輪	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市下日野甲2937	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
神流川	下久保	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市譲原1722-1 譲原防災センター	利根川水系砂防事務所	0279- 22-4179

2 水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	所属	位置	水位 (m)		観測者	電話番号
					水防 団待 機	はん 濫注 意		
鮎川	鮎川	テレメーター	群馬県	藤岡市白石 (多野橋)	2.80	3.10	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
温井川	温井川	テレメーター	群馬県	藤岡市岡之郷 (東橋)	1.30	1.80	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
烏川	岩鼻	テレメーター	国交省 (高崎)	高崎市 岩鼻町	1.00	3.30	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
鎚川	山名	テレメーター	国交省 (高崎)	高崎市 山名町	2.20	2.60	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
鎚川	上鹿島橋	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市上日野	—	—	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
神流川	浄法寺	テレメーター	国交省 (高崎)	藤岡市浄法寺	—	—	高崎河川国道事務所 河川管理課	027- 345-6041
神流川	鬼石	テレメーター	群馬県	藤岡市鬼石 (上武橋)	2.00	3.00	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156
神流川	若泉	テレメーター	水機構	神川町 大字渡瀬	2.00	3.00	下久保ダム管理所	0274- 52-2746
三波川	三波川	テレメーター	群馬県	藤岡市三波川 (南郷橋)	1.50	2.20	藤岡土木事務所職員	0274- 22-2156

第4節 決壊時の処置

1 通 報

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずる事態が生じたときは、市長は、ただちにその旨を藤岡土木事務所長、及びはん濫方向の隣接水防管理者、あるいは国土交通省高崎河川国道事務所長に通報しなければならない。

なお、市長は、決壊後であっても、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

2 避難のための立退

(1) 立退の指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、信号及び広報施設等を利用し、立退き又はその準備を指示するとともに、藤岡警察署長に通報しなければならない。

(2) 市長は藤岡警察署長及び消防機関の長と協議のうえ、立退予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

(3) 避難場所

避難場所は、藤岡市地域防災計画に定めるところによる。

第5節 協力応援

- 1 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対し、応援を求めることができる。
- 2 市長は、隣接市町村長より応援を求められたときは、藤岡市の区域で水防活動を行う必要があるため応援の余裕がない場合、その他やむを得ない事情がある場合以外は求めに応じなければならない。
- 3 災害応援協定は、藤岡市地域防災計画に定めるところによる。

第6節 水防解除

市長は、水位が警戒水位を下回りかつ危険がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、その旨を藤岡土木事務所長を通じ、群馬県水防本部に通報するものとする。

第7節 水防報告

水防活動が終結した場合、市長は、付表2の(1)の水防実施状況報告書に、付表2の(2)の水防実施箇所別表を添えて、遅滞なく藤岡土木事務所を經由し、知事に報告する。

水 防 実 施 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

群馬県知事 殿

水防管理者名

平成 年 月 日から 月 日の（何々）に際し実施した水防活動が終結したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。

記

水防作業実施日時	自 月 日 時 至 月 日 時	水防作業実施箇所数	箇所		
出 動 人 員	県（市町村）職員延 人	水防団員延 人	消防団員延 人	その他延 人	合計延 人
所 要 経 費	人件費 円	資材物件火 円			合 計
	手当 円	その他 円	資材 円	器材 円	燃料 円
出 水 の 概 要					
水防作業の概況及びその効果					

付表2(2) 水防実施箇所別表

管理団体名													指定、非指定の別														
水防実施時の台風又は豪雨名													報告年月日		平成 年 月 日												
水防実施	場所 川岸 地元 m												水防作業の概況及びその効果	工法延長													
	日時		自 月 日 時		至 月 日 時		計		区分	堤防	道路	橋		人員	田	畑	家	鉄道									
	出動人員		水防団員		消防団員		その他		効果																		
			延 人		延 人		延 人		被害																		
使用資器材 () 内は単位	たわら	かます	むしろ	布袋類	なわ	竹	くい	鉄線	くぎ	かすがい	じゃかこ	板類	畳	生木	丸太	置石	土砂				物件費			資材費 物件費 合計			
																					品材費	燃料費	雑費				
	() 俵	() 枚	() 枚	() 枚	() Kg	() 束	() 本	() Kg	() Kg	() 本	() 本	() 枚	() 枚	() 本	() 本	() m ³	() m ³									円	円
他団体からの応援状況																											
居住者の出動状況																											
警察の援助状況																											
現場指導の県職員名																											
水防関係者の死傷																											
立退きの状況及びその指示した理由																											
水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要																											
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事に要するものが生じた時は、その場所並びに損害状況																											
水防活動に対する自己批判																											
備考																											

第8節 通信連絡輸送

1 通信連絡

水防時に必要とする通信連絡は地域防災計画風水害等対策編「第2章第15節 通信手段確保計画」によるものとする。

2 輸送の確保

水防に要する資材器具の輸送は、水防本部において市内の情報及び関係機関との協議により輸送経路を定め、輸送の確保を図る。